

令和5年度集団指導

- ～（介護予防）訪問リハビリテーション～
- ～（介護予防）通所リハビリテーション～
- ～（介護予防）短期入所療養介護～

これまでの運営指導による指摘・指導事項例

◎基準条例等について

- ▶ 県条例：「富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年富山県条例第66号）
- ▶ 予防条例：「富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年富山県条例第67号）
- ▶ 基準告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年 厚生省告示令第19号）
- ▶ 予防基準告示：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
- ▶ 基準省令解釈通知：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）
- ▶ 大臣基準：厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）
- ▶ 注：富山市内の事業所については、富山市の条例が適用されますので、市条例をご確認ください。

◎基準条例等について

▶ 留意事項通知：

- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年 老企第36号）
- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年 老企第40号）
- ・「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月17日老計発0317001老振発0317001号老老発0317001号）

I . 運営に関する事項

事例 1 : 職員の配置について

指摘事項

併設する複数のサービスを兼務している職員について、サービス毎の勤務時間を明確に区別した月ごとの勤務表が作成されていない。

●ポイント

- ・介護保険施設・事業所においては、サービスごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従事者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職員配置等を明確にすることとされている。
- ・介護保険施設等と併設の通所リハビリテーション事業所や訪問リハビリテーション事業所等において兼務をしている看護職員、介護職員、理学療養士等について、サービス毎の勤務時間を明確に区別した月ごとの勤務表を作成すること。

●根拠法令等

- ・県条例第89条が準用する第32条（予防条例第85条が準用する第55条の2）
- ・県条例第146条が準用する第108条（予防条例第121条の2）
- ・県条例第204条が準用する第108条（予防条例第182条が準用する第121条の2）

事例2：運営規程等の整備について

指摘事項

- ・ 運営規程の「サービス利用に当たっての留意事項」については、サービスの提供を受ける際に利用者が留意すべき事項を定めるべきとされているにも関わらず、事業者側が留意すべき事項を記載している。（通所リハビリテーション、短期入所療養介護）
- ・ 運営規程の変更届が提出されていない。
- ・ 利用料の利用者負担について、2割及び3割の場合が明記されていない。

●ポイント

- ・ 利用者が留意すべき事項とは、サービス利用時の留意事項等を指す。
- ・ 運営規程の変更については、10日以内に変更届を提出する必要がある。
- ・ 利用料の利用者負担割合は、1割負担だけでなく、2割負担及び3割負担の場合の記載もすること。

●根拠法令等

- ・ 介護保険法第75条
- ・ 県条例第87条（予防条例第83条）、県条例第143条（予防条例第121条）、県条例第201条（予防条例第179条）
- ・ 解釈通知第3の一の3の(11)、第3の六の3の(4)、第3の八の3(13)

事例 3 : 通常の事業（送迎）の実施地域について

指摘事項

- ・ 運営規程に「通常の事業（送迎）の実施地域」が定められていない。
- ・ 「通常の事業（送迎）の実施地域」が不明確である。

●ポイント

- ・ 運営規程において、「通常の事業の実施地域」（短期入所療養介護にあつては「通常の送迎の実施地域」）を定めておかなければならない。
- ・ 「通常の事業（送迎）の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとする。こと。
（「△△町周辺」、「事業所から車で20分圏内」などの記載では区域を特定できない。）
- ・ 「通常の事業（送迎）の実施地域」は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではない。

●根拠法令等

- ・ 解釈通知第3の一の3の(19)、第3の六の3の(4)、第3の八の3(13)

事例4：居宅サービス計画に沿ったサービスの提供について

指摘事項

居宅サービス計画が変更されているにもかかわらず、変更後の居宅サービス計画を取得していない。

●ポイント

居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供する必要があるため、居宅サービス計画をその都度取得すること。

●根拠法令等

- ・ 県条例第86条（予防条例第85条が準用する第51条の10）
- ・ 県条例第141条（予防条例第124条が準用する第51条の10）
- ・ 県条例第195条（予防条例第182条が準用する第51条の10）

事例 5 : 記録の保存について

指摘事項

契約書等において、記録の保管期間が2年間とされている。

●ポイント

記録の保管期間は完結の日から5年間とすること。

●根拠法令等

- ・ 県条例第88条（予防条例第84条）
- ・ 県条例第145条（予防条例第123条）
- ・ 県条例第203条（予防条例第181条）

Ⅱ．報酬及び加算に関する事項

事例 1 : リハビリテーションマネジメント加算

(通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション)

指摘事項

リハビリテーションを実施するに当たって、事業所の医師が理学療法士等に対して行った指示の内容が明確にわかる記録がない。

●ポイント

- ・加算の算定にあたっては、通所リハビリテーション（または訪問リハビリテーション）事業所の医師が、当該事業所の理学療法士等に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、①当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、②やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、③当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行い、当該指示を行った医師又は指示を受けた理学療法士等が指示の内容を明確に記録することが要件の1つとなっている。
- ・リハビリテーションの目的及び①～③のいずれか1以上の指示の両方について、明確に記録すること。

事例 1 : リハビリテーションマネジメント加算

(通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション)

●根拠法令等

・大臣基準告示・十二

訪問リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準

イ リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定訪問リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準第七十六条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか一以上の指示を行うこと。

(2) (1)における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が(1)に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録すること。

・大臣基準告示・二十五

通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準

イ リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか一以上の指示を行うこと。

(2) (1)における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が(1)に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録すること。

事例 2 : サービス提供体制強化加算

(通所リハビリテーション、短期入所療養介護)

指摘事項

加算の要件となっている職員の割合について、加算算定年度の前年度実績の記録が整備されていない。

●ポイント

- ・ 職員の割合の算定に当たっては常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いること。
- ・ 既に当該加算の届出をしている施設は、毎年度、算定要件を満たしているか実績を計算すること。
- ・ 上記計算の結果、加算状況に変更がない場合は、次年度の届出は不要であるが、計算根拠については、施設において保管しておくこと。加算状況に変更がある場合は、毎年3月15日までに県へ届け出ること。

●根拠法令等

- ・ 留意事項通知第2の3（15）、留意事項通知第2の8（28）
- ① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。

事例 3 : 事業所規模による区分の取扱い

(通所リハビリテーション)

指摘事項

事業所規模による区分について、報酬算定年度の前年度の実績の記録が整備されていない。

●ポイント

- ・事業所規模の区分については、毎年度、前年度（3月を除く。）の1月あたりの平均利用延人員数により算定する。
- ・計算の結果、規模区分に変更がない場合は、次年度の届出は不要であるが、計算根拠については事業所において保管しておくこと。規模区分に変更がある場合は、毎年3月15日までに県へ届け出ること。

●根拠法令等

- ・留意事項通知第2の8(8)
- ① 事業所規模による区分については、施設基準第6号イ(1)に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所リハビリテーション費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。

事例 4 : 送迎加算 (短期入所療養介護)

指摘事項

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して送迎を行うことが算定要件とされているが、その状況把握が不明瞭である。

●ポイント

事業所として、送迎が必要な理由を把握し記録すること。

●根拠法令等

・基準告示9 イ注12 等

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

※ 受講確認の入力をお願いします ※

- ▶ 受講が終わりましたら、受講した**事業所名**と**所在市町村**を入力してご回答ください。
- ▶ 複数の事業所から代表の方が受講した場合も、以下に全ての事業所についてそれぞれご入力ください。
- ▶ 回答期限：**令和6年6月30日（日）**
- ▶ 入力はこちらから（訪問・通所リハビリテーション、短期入所療養介護）

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=BmqSFRqo>